

平成31年第3回熊野町議会全員協議会

会議録

1. 招集年月日 平成31年2月26日

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 開会年月日 平成31年2月26日

~~~~~

4. 出席議員(14名)

|             |             |
|-------------|-------------|
| 2番 竹 爪 憲 吾  | 3番 立 花 慶 三  |
| 4番 諏訪本 光    | 5番 沖 田 ゆかり  |
| 6番 片 川 学    | 7番 時 光 良 造  |
| 8番 民 法 正 則  | 9番 荒 瀧 穂 積  |
| 10番 大瀬戸 宏 樹 | 12番 山 野 千佳子 |
| 13番 久保隅 逸 郎 | 14番 中 原 裕 侑 |
| 15番 馬 上 勝 登 | 16番 山 吹 富 邦 |

~~~~~

5. 欠席議員(1名)

1番 尺 田 耕 平

~~~~~

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 西 村 隆 雄

~~~~~

7. 説明のため出席した者の職氏名

【総務部】

(1) 平成31年度当初予算について(報告)

(2) 生活福祉交通「おでかけ号」について(報告)

(3) 防災行政無線のデジタル化事業について(報告)

町 長	三 村 裕 史
副 町 長	内 田 充
教 育 長	林 保

総務部長	宗 條 勲
危機管理監	貞 永 治 夫
総務部次長	堀 野 辰 夫
財務課長	桐 木 和 義
地域振興課長	西 川 伸一郎
危機管理課長	西 岡 隆 司

(4) 使用料及び手数料の改正について (協議)

町 長	三 村 裕 史
副 町 長	内 田 充
教 育 長	林 保
総務部長	宗 條 勲
危機管理監	貞 永 治 夫
建設部長	沖 田 浩
民生部長	時 光 良 弘
教育部長	横 山 大 治
総務部次長	堀 野 辰 夫
財務課長	桐 木 和 義
地域振興課長	西 川 伸一郎
税務課長	須 賀 雅 彦
住民課長	佛 圓 至 裕
生涯学習課長	榎 並 正 和

【民生部】

(5) 国民健康保険税の税率改正について (協議)

町 長	三 村 裕 史
副 町 長	内 田 充
教 育 長	林 保
民生部長	時 光 良 弘
総務部長	宗 條 勲
総務部次長	堀 野 辰 夫
住民課長	佛 圓 至 裕

税 務 課 長

須 賀 雅 彦

財 務 課 長

桐 木 和 義

8 . 案件

【総務部】

- (1) 平成 3 1 年度当初予算について (報告)
- (2) 生活福祉交通「おでかけ号」について (報告)
- (3) 防災行政無線のデジタル化事業について (報告)
- (4) 使用料及び手数料の改正について (協議)

【民生部】

- (5) 国民健康保険税の税率改正について (協議)

【議会】

- (6) その他

9 . 議事の内容

(開 会 1 0 時 0 0 分)

議長 (山 吹) 改めて、おはようございます。

議員の皆様方、また執行部の皆様方におかれましては、本日はお忙しい中を、臨時会に引き続き全員協議会にお集まりをいただきまして、ありがとうございます。

本日の全員協議会では、執行部から報告案件 3 件、協議案件 2 件について、それぞれ説明を受けたいと思います。皆様方からさまざまな意見をいただきながら円滑に進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず、協議会の開会に当たりまして、町長から発言の申し出がありましたので、これを受けたいと思います。町長。

町長 (三 村) 皆さん、おはようございます。議員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところ、お集まりいただきまことにありがとうございます。

案件説明の前に、昨年 1 1 月の全員協議会において「下水道使用料の賦課処分」に係る損害賠償請求訴訟の判決で、町が勝訴したことを報告いたしました。原告がこの判決を不服として東京高裁に控訴されました。今後、顧問弁護士に対応を依頼するととも

に、公判において、引き続き町の事務に違法性のないことを主張してまいりたいと思います。

次に、町制施行100周年記念式典の案内を送付させていただきました。大変御多用中のこととは存じますが、御出席のほどよろしくお願い申し上げます。

本日は、報告3件、協議2件について、御説明をさせていただきます。

まず報告事項の1件目、「平成31年度当初予算について」でございます。予算案の概要を御説明いたします。

報告事項の2件目は、「生活福祉交通「おでかけ号」について」でございます。試験運行から本運行への移行について御説明いたします。

報告事項の3件目は、「防災行政無線のデジタル化事業について」でございます。継続費の見直しについて御説明いたします。

次に、協議事項の1件目、「使用料及び手数料の改正について」でございます。各種使用料及び手数料の改正内容につきまして協議をさせていただきます。

協議事項の2件目、「国民健康保険税の税率改正について」でございます。平成31年度の保険税率につきまして協議をさせていただきます。

以上の5件でございます。

各案件につきまして、議員の皆様方の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長（山吹） それでは、早速、協議に移ります。

報告案件、平成31年度当初予算について、執行部から説明を受けたいと思います。  
内田副町長。

~~~~~

副町長（内田） 「平成31年度当初予算」につきまして、その概要を資料1により御説明いたします。

まず、「予算編成の基本的な考え方」でございますが、平成31年度につきましては、豪雨災害からの復旧・復興を加速させるとともに、より実効性の高い防災対策及び官民連携による減災の取り組みに係る事業を最優先とし、平成30年度繰越予算と一体的に執行することとします。

次に、総合計画等の推進につきましては、平成32年度の最終年を見据え、引き続き

まちづくり指標等の達成に向けた施策を展開し、定住・交流人口の増加につながる事業に取り組むこととしております。

このような事業を実施するための財源でございますが、このたびの豪雨災害に係る災害復旧事業費の増加により、町債残高の増加及び基金残高の減少が見込まれることから、既存事業の見直しや事業の抑制に一層取り組むことで、財政運営の健全性を維持するよう努めることとしております。

こうした考えのもとに予算編成を行った結果、一般会計の予算規模は97億4,800万円となり、本年度当初予算額91億7,200万円に対し、6.3%の増となっております。

次に、総合計画等に係る主要事業を部門ごとに御説明いたします。表に記載のとおりですが、主なものを御説明させていただきます。

まず、総務部です。

「総合計画策定事業」では、平成33年度を初年度とする第6次熊野町総合計画の策定作業に着手し、平成31、32年度の2カ年で策定することとしております。

「災害予防及び応急対策事業」では、豪雨災害の検証等を踏まえ、防災行政無線のデジタル化への移行について、平成30年度から32年度までの3カ年の継続事業として実施してまいります。

「筆の里工房事業」では、本年4月27日土曜日を予定するリニューアルオープンに向け、今年度に着手した空調及びトイレの改修工事を完了させます。

次に、民生部です。

「プレミアム付商品券事業」では、消費税率引き上げによる低所得者・子育て世帯の消費への影響を緩和するため、国の全額補助によりプレミアム付商品券を発行いたします。

「次世代育成支援対策事業」では、ひろしま版ネウボラ事業として、町内協力事業所と見守りネットワークを構築し、日常生活の中での見守りや情報提供により、子育て家庭の孤立を防ぎ、切れ目のない支援へとつなげてまいります。

「放課後児童健全育成事業」では、新たに児童クラブの対象児童を小学校6年生まで拡充し、保護者が就労等で昼間家庭にいない児童に適切な遊び及び生活の場としての環境を備え、健全な育成を図ってまいります。

次に、建設部です。

「町道深原公園線鞆ノ河内工区新設事業」では、現在整備中の県道瀬野呉線バイパスから、深原地区準工業地域へのアクセス道路を整備してまいります。

「町道呉萩線改良事業」では、呉地地区と萩原地区を結ぶ離合が困難な区間の道路改良事業を実施し、通過交通の円滑化及び東中学校の通学路としての安全性の向上を図ります。

「筆の里工房周辺整備事業」では、本町の地域資源である「筆」、「食」、「自然」、「人」と連携しつつ、隣接する「筆の里工房」と一体となった体験交流を中心とする「観光交流拠点」として公園整備を推進し、地域活力の向上を目指してまいります。

次に、教育部です。

「小中学校施設維持管理事業」では、熊野東中学校特別教室棟の屋外階段改修、第四小学校・熊野東中学校体育館照明のLED化を実施し、安心安全な教育環境を整備してまいります。

同様に「小中学校大規模改造事業」では、第一小学校・第三小学校・熊野中学校において、倒壊の危険性のあるブロック塀対策として、ブロック塀からフェンスへの改修を行ってまいります。

「町民会館施設管理事業」では、老朽化したエレベーターを改修し、施設の円滑な運営を行うとともに、災害時の指定避難所としての機能を強化・維持することとしております。

次に、豪雨災害からの復旧・復興に係る事業について、主なものを御説明いたします。

「一般管理事業」では、今年度設置しております防災・減災まちづくり会議を引き続き開催するとともに、住民との協働による防災・減災対策推進のための防災・減災のまちづくりに関する条例の制定に向けた検討を行うこととしております。

「災害予防及び応急対策事業」では、東部地域の新たな防災拠点施設として整備する（仮称）東部地域防災センターについて、平成30年度繰り越し事業とあわせて、基本設計、実施設計及び用地購入を行うこととしております。

「地域支え合いセンター事業」では、本年度に引き続き直営で地域支え合いセンターを設置し、被災者の日常生活上の不安に寄り添うとともに、生活再建と自立を支援してまいります。

「公共土木施設等災害復旧事業」では、道路等の公共土木施設のほか、豪雨災害により被災した施設の復旧に取り組んでまいります。

「応急仮設住宅事業」では、住宅が全壊または半壊し、住宅に困窮された方に引き続き応急仮設住宅を提供し、生活再建を支援してまいります。

「社会体育施設管理事業」では、土砂等の仮置場となっている町民グラウンドについて、仮置場閉鎖後、速やかに原状復旧工事を行い、施設の平常化を図ってまいります。

次に、復旧・復興に係る予算についてでございますが、平成31年度当初予算額において約12億円、本年度の補正予算累計見込み額が約18億円となっており、現時点での総額は約30億円余りとなる見込みでございます。このうち補正予算の一部につきましては、平成31年度に繰り越して使用する見込みでございます。

続きまして、一般会計の歳入歳出予算の概要を、当初予算比較により御説明いたします。

まず、歳入のうち「町税」では、個人・法人町民税、固定資産税の増が見込まれるため、0.8%増の23億6,500万円、「地方交付税」では、普通交付税で、臨時財政対策債への振りかえが圧縮されたことによる増、特別交付税で、災害復旧事業費に係る特別交付税措置による増を見込み、8.8%増の21億6,100万円、「国庫支出金」では、保育所等整備交付金や学校施設環境改善交付金の減、災害復旧費国庫負担金やプレミアム付商品券事業補助金の増などにより、39.3%増の20億500万円、「県支出金」では、ゆるぎ観音一帯の復旧・整備に係るひろしまの森づくり特認事業交付金や小規模崩壊地復旧事業補助金の増などにより、10.9%増の6億6,100万円、「町債」では、小中学校大規模改造事業に係る学校教育施設等整備事業債や臨時財政対策債の減、災害復旧事業債やブロック塀改修に係る緊急防災・減災事業債の増などにより、1.6%増の9億3,000万円を予定しております。

次に、歳出です。

まず、「総務費」は16.8%減の10億5,700万円で、町制施行100周年記念事業の終了や、筆の里工房空調等改修工事に係る経費の減などによります。

「民生費」は2.8%減の35億4,500万円で、新たに実施するプレミアム付商品券事業の増、第二聖徳幼稚園の認定こども園移行に伴い保育所運営事業で施設型給付費の増、保育所等整備事業で施設整備費補助金の減などによります。

「土木費」は3.4%減の8億8,100万円で、町道呉萩線改良事業、都市計画マスタープラン等策定に係る都市計画一般事業の増、町道呉出来線改良事業、町道藪太央線改良事業の終了による減などによります。

「消防費」は14.8%増の5億9,900万円で、(仮称)東部地域防災センター整備のための用地購入費に係る災害予防及び応急対策事業の増などによります。

「教育費」は21.3%減の9億7,000万円で、学校給食事業や町民会館施設管理事業の増、第一小学校及び熊野東中学校の大規模改造事業の減などによります。

「災害復旧事業費」は10億6,300万円で、道路等の公共土木施設のほか、豪雨災害により被災した施設の復旧経費となっております。

現時点における「平成31年度当初予算」の編成状況は、以上のとおりでございます。

「平成31年度当初予算」についての説明は、以上でございます。

議長(山吹) それでは、平成31年度当初予算については、執行部から現時点における編成状況の説明が終わりましたが、この件に関しましては3月の定例会において改めて執行部に対して詳細な説明を求めることとし、次の報告に移りたいと思います。

報告案件、生活福祉交通「おでかけ号」について、執行部から説明を受けたいと思います。

宗條総務部長。

総務部長(宗條) 報告案件の2番目、生活福祉交通「おでかけ号」につきまして、御説明いたします。

右上に資料2とあるものをごらんください。

昨年全員協議会におきまして、「おでかけ号」の利用が午前の便に集中し、最終便の利用が第1便の2割程度にとどまることから、利用が低調な最終便にかえて、午前8時の始発便を設ける試験運行を実施する旨を報告させていただきました。本日は、この試験運行の実施状況と、実施結果を踏まえた新年度以降の運行方針につきまして御説明いたします。

初めに、試験運行の実施状況でございます。資料左側中段の表をごらんください。

試験運行を実施した期間のうち、4月から12月までの利用状況と、試験運行前の平成29年度の状況とを比較したものでございます。表の左から横方向に、平成30年度と平成29年度の利用状況、利用者の増減数の実数、月平均の値、そして、換算した年間増減見込み数を便ごとにお示ししております。一番下の合計の行のとおり、平成30年度の9カ月の試験運行では利用者数が5,968人。前年同期の5,666人と比べ3

02人の増であり、月平均から換算すれば、年間408人の増となります。

次に、その下の表は、アンケート調査集計結果でございます。昨年11月27日から12月10日の期間に行いました聞き取りによるアンケート調査の集計結果を抜粋したものといたします。質問内容は、試験運行を本運行に移行するか、元の時刻表に戻すかを聞いたものでございます。

一番下の合計の行、「このままでよい」すなわち試験運行を本運行とするということでございますが、そのように回答した人数は55人で全体の57.9%、「元の時刻に戻す」は22人で23.2%、「どちらでもよい」では18人で18.9%となっており、「このままでよい」の回答をした人は「元の時刻表に戻す」と回答した人と比べ、倍以上となっております。

こうした状況から、公共交通としての「おでかけ号」の利便性向上等を協議する生活福祉交通協議会での協議結果を踏まえ、現在の試験運行のダイヤを、新年度から本運行に正式移行したいと考えております。

資料右側は、新年度4月以降の、町内3地域のダイヤを掲載したものでございます。月曜日は、前半を東部地域、後半を西部地域で運行しておりますので、ダイヤは、月曜日運行、中央地域、西部地域、東部地域、この4つのパターンで構成しております。始発は、いずれも午前8時とし、午前の利便性が高い運行体制といたします。

月曜日運行では、試験運行前は、午前東部地域で3便、午後西部地域で3便でしたが、西部地域にも午前1便を振り分けた運行となります。中央地域は、1便当たりの所要時間が他の地域よりも長いため、1日当たり5便の運行体制としております。試験運行前は、午前中に出発する便が3便、午後2便の運行でしたが、これを午前4便、午後1便といたします。下の東部地域及び西部地域におきましても、試験運行前は、午前中に出発する便が3便、午後3便の運行でしたが、これを午前4便、午後を2便といたします。

今後のスケジュールでございますが、平成31年4月1日の本運行移行に向け、本年度中に住民への周知、時刻表の制作及びバス停時刻表等の準備を行い、平成31年3月広報とともに時刻表を配布する予定としております。

生活福祉交通「おでかけ号」についての説明は、以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 以上で執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑が

あればお願いいたします。山野議員。

12番(山野) ちょっと積み残しがあって何か困ってらっしゃるという話もいろいろ聞くんですけども、積み残しの台数というのはどういう対応をされているのか。何台ぐらいあるのか、聞いてみます。

議長(山吹) 西川地域振興課長。

地域振興課長(西川) 積み残しにおきましては、平成30年度この1月までで26名ございました。バス停でいきますと、皇帝ハイツ下が9名、あと土岐の城団地、藤三前、緑翠園が各4名、あと皇帝ハイツ上3名、土岐の城団地入口が1名、佛圓司法書士事務所で1名の26名で、いずれも中央地域となっております。

無料という生活福祉交通ということでございますので、積み残しはできるだけ避けたいところではあるんですけども、9名という定員もございます。便を変えていただいて御協力をいただくようお願いしているところではございます。

12番(山野) どうしてるって、積み残しの場合は。

地域振興課長(西川) そこはもう対応は、すぐ乗れませんので、そこはやはり個人的にちょっとタクシーとかということにはなっているかというふうには思います。次のときは、例えば便をちょっとずらしてとかいうことでお願いしているところがございます。以上です。

議長(山吹) 山野議員。

12番(山野) その場合は、車をもう1台配車するとかというふうなことも考えてはないんですかね。

それから、そこはかなり多い、皇帝ハイツなんかとか東部とか、こうしてみますと利用者がすごくふえてますので、例えばバス、マイクロ20人乗りかな、ぐらい。今は9人乗りでしょう。それを20人乗りぐらいにすると、ますます利用者が多くなるんじゃないかと。

ないかなと思って。本当に便利がいいという話は聞いておりますので、いかがでしょうか。

議長（山吹） 宗條総務部長。

総務部長（宗條） まず、1便当たりの利用状況を平均的に見ますと、5人から6人という状況でございますので、常にタクシーの中が満員の状況ではないという、そういった実態がございます。それと、やはり積み残しというのは特に午前中の便で、お医者さんに行かれるとか、そういう限られた時間の中で恐らく発生しているのだろうと思っております。そういうふうなことで、おでかけ号運行を開始した当初もそういった状況がございましたので、バス停のほうにそういった告知をいたしまして、極力時間をずらせる方はずらしていただいて、積み残しというのが発生しないように御協力いただきたいというようなことをお願いしてまいりましたので、今後もそういった対応になるのかなと思っております。

それと、やはり町内のタクシー業者のほうでジャンボタクシーで今運行しておりますので、積み残しがあつたときに急遽もう1便ふやすとか、そういったような状況は難しい状況もございますし、またマイクロバスの運行ということになると、やはり狭あいな道路を運行しておりますので、バス停の関係等もございまして、なかなか大きな車両で走らすということではできませんし、また先ほど申しましたようにタクシー会社に委託をしてやっておるということで、車両の問題もありますので、積み残しについては先ほど申しましたような対応をとらせていただきながら、今後、推移を見守っていきたいというふうに現状では考えているところでございます。

以上です。

議長（山吹） 山野議員。

12番（山野） こうしてみますと、8時から出発というのがかなり利用者がおつたということで、いろんな改良をしていただいたのは非常に喜んでおります。ぜひとも今後ともその対応を考慮しながら、いい方向にいていただきたいと思っております。

以上です。

議長（山吹） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山吹） それでは、生活福祉交通「おでかけ号」については、試験運行から本運行のダイヤへの移行について説明が終わりました。詳細については事業の進捗に合わせ、今後も適宜報告されるよう要望し、次の報告に移りたいと思います。

報告案件、防災行政無線のデジタル化事業について、執行部から説明を受けたいと思います。貞永危機管理監。

危機管理監（貞永） それでは、報告案件の「防災行政無線デジタル化事業」につきまして、説明をいたします。

資料3をごらんください。

まず、1の要旨でございますが、防災行政無線デジタル化事業について、平成30年、31年度の2カ年の継続事業を平成30年、31年、32年度の3カ年の継続事業とするため、継続費を組み直すものでございます。

次に、2の理由といたしましては、本事業は平成29年度に実施設計を行い、30、31年度の2カ年で新たな防災行政無線への更新を計画していたものでございます。実施設計の完了を受けて事業実施に取りかかろうとしたときに起きました昨年7月の豪雨災害の対応で、中断を余儀なくされておりました。昨年秋から事業の再開に着手いたしましたが、事業内容の再確認を行う中で、災害発生時の確実な情報伝達手段として導入を計画しておりました登録制メール・電話・ファクスの利用が、他市町では意外に少ない状況が判明いたしました。

従来の更新計画では、登録制メール等を積極的に活用いただき、多くの住民に直接避難情報をお届けすることを前提に、町内各所に設置する子局スピーカーを能力を高めた上で設置数を減少させる方向性で検討を進めておりました。また、テレビへの強制表示や携帯電話用電波を利用した防災行政無線が可能となる新たな技術も出てきており、町から発信する情報発信の多様化や発信情報の詳細化が可能になる状況となってまいりました。

このような状況を受けまして、本事業における情報伝達方法の再検討を行い、より効果的な防災行政無線を構築するため、事業期間を1年間延長し、平成32年度までとす

るものでございます。

次に、3の予算の見直しでございますが、当初は30、31年度それぞれ2億3,000万円ずつでございましたが、Jアラート機器の更新につきましては、現行方式では31年中に受信できなくなってしまうことから現在更新作業中でございます。この費用280万円を除いた費用を31年、32年度に2億2,860万円ずつ均等に振り分けた継続費とするもので、総額の4億6,000万円に変更はございません。

これに関する補正予算案につきましては、3月定例議会に提出させていただき予定としておりますので、よろしくお願いたします。

以上で説明を終わります。

議長（山吹） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑があればお願いたします。

諏訪本議員。

4番（諏訪本） こういった行政の無線につきましては、これ要望といいますか、要するに確実に必要なところへ情報が伝達できる仕組みにしないと意味がないというように思っております。だからちょっと詳しい中身は私はわかりませんが、繰り返しになりますが、確実にきちっと伝達できる、そういう仕組みにしてもらいたいというように思っております。よろしくお願いたします。

議長（山吹） 貞永危機管理監。

危機管理監（貞永） 今回の計画の見直しの中で、確実に個人、住民の方に届くような形、防災行政無線のスピーカーだけでなくいろいろなものを使って各地に届けるように計画してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（山吹） ほかにありませんか。山野議員。

12番（山野） この災害で坂町のほうでは各戸に対してスピーカーというのを1戸ず

つ全部、全戸に配ったということがあるんですけど、最近、熊野町でも何となく高齢化になって耳が遠くなったのか、聞こえにくいという、最近すごく聞きにくくなったというのを聞いております。デジタル化によってよくなるのかちょっとわかりませんが、各戸で配るといのはかなりの予算がかかると思うんですけども、聞こえにくいところには配るとかというようなものを考えてらっしゃらないのでしょうか。

議長（山吹） 貞永危機管理監。

危機管理監（貞永） 坂町さんのほうではそういうふうな形を取り組むということですので、うちのほうも考えたいと思ってるんですけども、デジタル化というのが2年後になるんですけども、今、アナログ形式の戸別受信機というのを配布させていただいてるんですが、デジタル化に伴ってそれは使えなくなるということでございますので、デジタル化に対応した戸別受信機の普及については、今後、積極的に検討していきたいというふうには考えております。

以上でございます。

議長（山吹） ほかにありませんか。

それでは、防災行政無線のデジタル化事業については、今後も防災・減災に関する事業を着実に進めていただくよう要望し、また3月定例会において関係議案が提出されますので、改めて審議することとします。

暫時休憩いたします。

（休憩 10時32分）

（再開 10時33分）

議長（山吹） 休憩前に引き続き会議を再開します。

協議案件、使用料及び手数料の改正について、執行部から説明を受けたいと思います。

宗條総務部長。

総務部長（宗條） 使用料及び手数料の改正につきまして、御説明いたします。

公民館といった公の施設などの行政財産を使用した場合、または住民票の発行といった申請に基づき特定の人のために事務を行った場合には、それら行政サービスにより利

益を受ける方から応分の負担をいただく「受益者負担の原則」に基づきまして、地方自治法及び町条例の定めるところにより、使用料または手数料を徴収しているところがございます。

本年10月に消費税・地方消費税の税率が改定施行されます。このタイミングを捉え、行政サービスに要するコストを算定し、それに消費税・地方消費税を転嫁した額をもとに使用料及び手数料の見直しを行い、受益者負担の適正化を進めてまいりたいと考えております。

では、資料に沿って、使用料及び手数料の改正の考え方や見直しの結果につきまして御説明いたします。

まず、お手元の資料4-1をごらんください。

1の「見直しの対象」にございますように、各施設の設置管理条例に規定しているもの、手数料条例に規定しているもの、廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の個別の条例に規定しているものを、一括して見直しをかけることといたしました。

2に記載のとおり、法令や国・県等が料金や算定方法を定めるもの、上下水道料金、行政財産の目的外使用の際に適用する行政財産の使用料に関する条例を根拠とするものにつきましては、このたびの見直し対象から除外をいたしております。

3の「算定方法」に、使用料、手数料の額の基礎となるコストの算定方法を記載しております。コスト、すなわち使用料や手数料の原価でございますが、施設等の使用料につきましては、施設運営に要する人件費、物件費、減価償却費を行政サービス提供のための年間総経費と捉え、施設ごとに算出した額を、住民が利用可能な床面積で割り、さらに、年間の利用可能時間で割ることにより、1平方メートル当たりの時間単価を算定いたしました。

なお、類似施設の使用料原価につきましては、施設間の使用料の均衡を図る観点から、類似施設単位、例えば、地域健康センターであれば、西部・中央・東部地域健康センターの3施設共通の原価を算定しております。

手数料原価につきましては、職員の1分当たりの平均人件費に、事務ごとの標準的な処理時間を掛け合わせた額に、全体の処理件数をもとに算出した事務1件当たりの物件費を加えて、1件当たりの手数料の原価を算定いたしました。

4に「見直しの方針」を記載しておりますが、(1)として、使用料等の単位は、10円未満を切り捨てて10円単位とすること、(2)原価から求められる本来徴収すべ

き額と現行使用料等に大幅な乖離が生じた場合の激変緩和措置として、現行料金の1.5倍を上限額として今回の改定を行うこと、(3)として、近隣自治体の料金と一定の調和がとれる措置を講じること、(4)に、原価計算において、物件費に法定の消費税額を転嫁すること、(5)として、使用料等の減免は従前どおりとすること、そして、(6)に記載のとおり、原則3年ごとに原価を算定し、必要に応じて見直し作業を行うことといたしております。

以上を踏まえた算定の結果を、次の5の「見直し結果」でお示しております。

まず、使用料につきましては、29施設に関係いたしますが、(1)のとおり125項目、125の部屋などがございますが、125項目の見直しの結果、増額となったものが大半の116項目、据え置きが6項目となっております。また、この見直しに合わせて、将来にわたり住民利用に供しないことが確実な3項目を除外いたします。

手数料につきましては、57項目、57のサービスということでございますが、この57項目の見直しの結果、増額が1項目、据え置きが56項目となっております。

この見直しによる財政的な効果は、6にございますように、平成29年度の使用料の収入実績ベースで換算いたしますと、年間約500万円の収入増が見込まれるところでございます。

7に記載しておりますように、この3月議会に条例改正案を提案させていただき、半年の周知期間を設け、本年10月1日から適用したいと、そのように考えてございます。

次に、施設ごとの見直し結果について御説明いたします。

資料4-2「施設使用料改定(案)一覧」をごらんください。資料4-2でございます。

まず、表の構成について御説明申し上げます。表のタテ中央付近に「使用料原価」とございますが、これが先ほど御説明いたしました1平方メートル当たりの時間単価となります。その右「算定額」は、の貸し出し面積にの使用料原価を掛け合わせた、本来徴収すべき額を算定し記載しております。この額との現行の使用料とを比較いただくと、全体的にかなりの乖離が生じていることが御確認いただけるものと思いますが、これをそのまま改定額とすると急激な負担増となりますので、先ほど申しました激変緩和措置として、現行料金の1.5倍を上限額とした額をに、その額を諸事情から微調整した最終的な改定案をの補正後の改正案、太枠で囲った欄となります。

右から2列目にの改定率を掲載しております。どの程度の引き上げになるかという

ことですが、6割以上が150%の改定率となります。激変緩和として現行料金の1.5倍を上限額とする旨を申しましたが、施設間の均衡を図るため、例外的に150%を超えるケースもございます。

最終的な改定案の決定に際して補正を施したものにつきまして、若干、補足の説明をさせていただきます。

表の最も左の列に通し番号を振っておりますが、8番、東公民館の会議室と和室でございますが、この2部屋は、条例上、半分の面積での貸し出しも可能としておりますので、2分の1の額が10円単位となるよう、全体使用での使用料を調整しております。

ナンバー10の郷土館は、入館者実績に鑑み、据え置きといたしました。

1枚めくっていただきまして、ナンバー12の第一小体育館からナンバー17の東中学校体育館は、現行の額の1.5倍の額と、町民体育館の1平方メートル当たりの原価で算定した場合の額とを比較して、低い方の額を基本的に改定額としております。

ナンバー18、19の両中学校武道館は、熊野町民体育館の3分の1の使用の場合の額である600円に合わせ、現行使用料を据え置くことといたしております。

ナンバー21から26までの各学校のグラウンド使用料は、町民グラウンドの改定額を基本に設定しております。

続きまして、「施設使用に付随する使用料の改定(案)一覧」をごらんください。資料下段の表、ページで申しますと4ページの表でございます。

こちらは、施設の使用にあわせて使用する設備等の使用料の改定についてまとめたものでございます。こちらも施設使用料と同様の考えでございますが、本来徴収すべき額、

の算定額は、音響、照明装置使用料については操作オペレーターに係る実費、冷暖房使用料はガス代の実費、照明施設使用料は電気代の実費をもって算定しております。

ナンバー6から28までの各施設の開館時間以外の使用料は、他の使用料の改定傾向を踏まえ、改定率を150%としております。

次に、手数料の見直し結果について御説明いたします。

資料4-3「手数料改定(案)一覧」をごらんください。資料4-3でございます。

手数料のうち、国・県の指針により設定するものは、このたびの見直しの対象外としております。町独自で設定する手数料は、近隣自治体の同様の手数料と同じ水準を保つことを基本といたしております。この結果、資料1枚目の下段の表の中ほど、ナンバー31の印鑑登録証再交付手数料を除く全ての手数料については、据え置きといたしてお

ります。

印鑑登録証再交付手数料につきましては、 の手数料原価は690円でした。現行手数料の1.5倍を上限とした の改正案は450円となるところでございますが、この印鑑登録証再交付手数料は、印鑑登録を行い印鑑登録証の交付を受けた人が、印鑑登録証の紛失、あるいは登録印の変更などにより、印鑑登録証の再交付を行うときにお支払いいただく手数料であり、受益者側の諸事情により支払いが発生するものであることや、国の算定指針により手数料を算定しておりますナンバー30の個人番号カードの再交付手数料が800円であることから、600円に改定するものでございます。

使用料及び手数料の改正についての説明は以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） それでは、執行部からの説明が終わりましたので、質疑並びに意見はありませんか。沖田議員。

~~~~~

5番（沖田） 今御説明いただいたんですけれども、これ町民の方がかなりさまざまな施設を使用されていると思うんですけれども、御納得いただけるような説明ができるのかということと、なぜ今なのかというのを考えるんですが。この算定額というものがあって、それに対して現行の使用料がかなり安く設定されているということで考えられたというのはよくわかるんですけれども、なぜ算定額というものが今、当初使用料を設定するときどのような方法で設定されたのかというのが非常に疑問に思うんですけれども、御説明願います。

~~~~~

議長（山吹） 宗條総務部長。

~~~~~

総務部長（宗條） 住民の皆様にごどのように御理解いただくかということでございますが、先ほどの説明でも申し上げましたように、まずは受益者負担の原則ということで、必要な経費についてその一部を御負担いただくということについては御説明をさせていただき、御理解をいただかなければいけないというふうに思っております。

それで、当初、どのような積算をされたかということでございますが、それにつきましては、正直申し上げまして、大もとの、例えば公民館の使用料等についての積算根拠というものが現状では確認することができません。最近整備された施設については、従

来の施設の使用料をもとに類似の金額を設定しているということになっておりますので、言ってみればそれらの根拠、正確な、先ほど言いました原価を計算して算定するといったような状況にはなっていないというのが現状でございます。

今回に至るまで消費税の改定が3%、5%、8%となされてきたわけですがけれども、現状まで使用料、手数料の改定は行っておりませんでした。5%から8%に引き上げられるときも、そのときの物価の状況からいいまして、非常に物価が下がっている、人件費も下がっているという状況がございましたので、その段階では使用料を引き上げるといことは見合わせたということでございますが、このたび10%に引き上げられるそういったタイミングを捉えて、もう一度適切な額を見直す時期に来ているのではないかと判断のもとに、今回改めて計算をさせていただいたというところでございます。

なお、参考まででございますが、施設を運営していく上で大体3億円程度、人件費とか物件費とかかかっているございます。そのうちに改正後の額で計算いたしますと、その3億円のうちの約5%部分を住民の皆様にご負担いただくといったような金額になってまいります。もちろん150%までに抑えるといったようなこともございますし、その理由以外に、施設が24時間稼働しているわけでもございませぬし、開館時間中、全ての利用が埋まっているというわけでもございませぬけれども、先ほど申しましたような5%程度の御負担を何とかしていただくように、引き上げとしましては1.75%ぐらいの引き上げ額になってくるわけでございますけれども、そういった使用料、手数料の適正化に向けた取り組みについて住民の皆様にご理解いただくように、今後、町広報等でお知らせしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 沖田議員。

~~~~~

5番（沖田） わかりましたけれども、消費税を上げたときには使用料を変えなかったというのは理解できますが、町民の側からすると、いきなり上げられたという感覚になりますので、ある意味、消費税が上がった段階で少しずつ上げてたほうが御理解いただけたのではないのかなと。今となつての話ですがけれども、そのように考えます。

また、熊野町民グラウンドの使用料もかなり変わってますけれども、今使えない状況になっておりますが、いつごろから使える予定なのか。また、使えるようになったとき

に、使用料金は上がっているのにグラウンドの状態が悪いというのでは、町民に対して納得いかないのではないのかなと思いますので、その辺の御説明もお願いいたします。

議長（山吹） 宗條総務部長。

総務部長（宗條） 現在、町民グラウンドにつきましては、御承知のように土砂とかがれき置き場になっておりますが、これはことしの秋をめどにそこらあたりの処理を進めまして、31年度中には原状復旧ということを図りたいと思います。

当然、どういうんですかね、災害ごみ等を置きましたので、表土につきましてはかなり不純物等もまざっているというようなことで、表層をはぎ取ってそれは処分いたしまして、新たな土を、現状の土も活用しつつ、不足するものについては新たな土を入れるなどして、勾配もある程度とりながら、可能であれば従来よりも勾配を利用した水はけの改善ということに努めるという形で、原状復旧を図っていきたいというふうに思っておりますので、原状復旧後については、町民グラウンドとして住民の皆様にご利用いただけるような状況に回復しているものというふうに思っておりますので、そのような整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山吹） ほかにありませんか。大瀬戸議員。

10番（大瀬戸） 今これを見るのに、激変緩和措置で1.5倍というものがまだ相当あると思うんですけど、3年ごとに見直すということなんですが、3年後にまたこの1.5倍のものをさらにまた1.5倍というふやし方をしていって、基本的には将来、いわゆる算定額に近づけるという方針なのか、どこかで頭打ちで調整をするのか、そのあたりはどうなんでしょうか。

議長（山吹） 宗條総務部長。

総務部長（宗條） 資料の中にも書いてございますが、激変緩和措置といたしまして、今回は原則1.5倍上限額というふうにいたしております。ですから、委員おっしゃら

れますように、3年ごとに1.5倍を掛け合わせていくと、数年後には上限額というんですか、徴収すべき額に達して、住民の皆様の負担がかなり重くなるというようなことがございますので、当面、1.5倍に引き上げさせていただいて、引き上げ後の3年間の状況等も踏まえて、今後の対応のあり方というものは検討していきたいと思っております。

いずれにいたしましても、今回行いましたように激変緩和措置といいますか、住民の皆様が利用しにくいような環境をこの使用料でつくり上げていくというのは本来ではございませんので、過度な負担にならないような対応、経費節減も含めて進めて考えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（山吹） 荒瀧議員。

9番（荒瀧） ちょっと参考までに済みません。すごく、ロジックな組み立て方になっておりますが、まず最初のページの算定方法、手数料原価ですね。ここの1分当たりの人件費というすばらしい細かい数字が出ておりますが、これはどのぐらいになりますか。

議長（山吹） 桐木財務課長。

財務課長（桐木） 人件費の出し方としまして、29年度の決算で算出しました職員給が6億4,105万7,000円だったので、その分を29年度の職員数132人で割りまして、1人当たりの人件費は4,856万円となりました。4,856万6,000円になりました。済みません。

9番（荒瀧） 四百何ぼ。

財務課長（桐木） 4,856万6,000円です。それをもとに1分当たりの人件費を出しました。

以上です。

議長（山吹） 荒瀧議員。

9番（荒瀧） 高額所得者は、余り施設のほうに行かれない可能性もあるかと思うんですけど、部長、課長というのは給料体制はいろいろあるかと思うんですけど、余りここはどんぶり勘定にされずに、そこに従事されてらっしゃるメンバーであり、5人のところもあれば3人のところ、2人のところもあるかと思うんですけど、このあたりは全部一緒にして割り振らにゃいけないかもわかりませんが、このあたりは効率のいい問題。

公務員さんの人件費というのは今国会でもやっていますよね、統計調査で、大企業並みに来てますから、地方の職員、一般の方と給料とは随分乖離があるんです、実際は。だから、このあたりも踏まえながら、そういう位置づけの給料であるということも自覚していただきながら、全力なる努力を、効率化を願ってね。住民サービスを目的にした、住民が利用されて何ぼですから、というところを加味して御検討いただきたいなと思っております。

議長（山吹） ほかにありませんか。諏訪本議員。

4番（諏訪本） 私は前、かつてスポーツの関係のとき、組織におったときに言ったことがあるんですが、やはりスポーツの民営化ということ考えたときには、住民はある程度、応分の負担をするというのは私の大体昔からの持論ではあるんですが、こういった値上げについては、やはりそれぞれ団体、個人等、いろんなやっぱり計画もありますので、年度の変わりของときにやらないと、いろんな予算の計画もありますよね、その年度の計画がありますから、だから年度の途中でこういう予算を変えなきゃいけないようなことはすべきではないんじゃないかなというふうに思っております。

やはり事前にしっかり周知をしていって、こういうようになるよと。先ほどの説明でいうと過去の消費税の値上げのときに上げてないですよと。このたびしかし上げるんですよといったことを、やっぱり住民にしっかり理解をしてもらって進めていくべきではないかというように私は思っております。

以上です。

議長（山吹） 宗條総務部長。

総務部長（宗條） 御指摘のとおり、それぞれの団体で、今からちょうどこの時期でしょうか、来年度のいろいろな計画を立てられるということで、御指摘のような困惑というものも出てくると思っております。その点につきましては、ある意味申しわけない状況が出てくるのかもわかりません。

ただ、先ほど来の説明でもございますように、今回の改定は消費税・地方消費税の率の改定のタイミングに合わせて行うということで、それが法律では10月1日ということがもう決定されておりますので、そのタイミングで使用料、手数料についてもあわせて行わせていただくということで、この時期、改正条例案を提出させていただいて、半年の周知期間を設けて改定させていただくということで、そういったことで住民の皆様の御理解をいただきたいというふうに思っております。周知のほうは十分進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（山吹） それでは、このあたりでまとめとさせていただきたいと思えます。

ただいまの説明を了とし、議員から出ました意見を十分に踏まえ、今後検討していただくことも要望し、また使用料等の改正については、住民に十分な周知を行うとともに、あわせて施設の運営コストの削減に努めるよう要望しまとめとしたいと思えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議がないようですので、本案件についてはただいまのようにまとめとさせていただきます。

暫時休憩いたします。

再開は、入れかえがあるんですが、ちょっと休憩をとらせてください、執行部の方。

11時15分といたします。よろしいでしょうか。

（休憩 11時01分）

（再開 11時14分）

議長（山吹） 休憩前に引き続き会議を再開します。

協議案件、国民健康保険税の税率の改正について、執行部から説明を受けたいと思い

ます。時光民生部長。

民生部長（時光） それでは、国民健康保険税の税率改正について、お手元の資料5を使って御説明させていただきます。

まず、「1 国民健康保険制度改革の概要」につきましてはこれまでも説明させていただいておりますが、このたびの制度改革の主なポイントを3点ほど挙げております。

まず、1点目といたしまして、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、平成30年4月から、県と市町による共同運営、いわゆる「県単位化」がスタートしております。

次に、2点目でございます。県単位化により、県が市町ごとの「国保事業費納付金」の額を決定し、保険給付に必要な費用である「保険給付費等交付金」を、市町に対して全額支払う仕組みとなり、安定的な財政運営が図られることとなりました。

また3点目として、広島県においては、保険者の公平性に配慮して、6年間の激変緩和期間を設け、期間終了後に、統一保険料率をベースに市町ごとの収納率を反映した「準統一の保険料率」の実現を図り、その後、収納率が市町間で均一化した段階になりましたら、「完全な統一保険料率」にすることを目指しております。

中ほどの図は、この改正に基づく国保加入者、熊野町、広島県のそれぞれの関係性を示しております。また、一番下の図は、広島県に納める「国保事業費納付金」をあらわしておりますが、国保加入者から徴収した保険税と、国、県、町からの公費を合わせて県に納付することとなります。

それでは、右側の「2 県の算定結果」をごらんください。四角で囲った部分が、算定のフローとなります。

まず、 で、県は県全体の平成31年度中の診療費総額を推計し、 で、市町ごとの保険料収納必要額を算定いたします。

次に、 ですが、 で算定された保険料収納必要額をもとに、市町ごとに交付される公費等を加減算し、市町ごとの事業費納付金を算定いたします。

そして、 の標準保険料率の算定ということで、激変緩和措置を適用させた保険料収納必要額に、標準的な収納率95.3%を反映させた額が、 の標準保険料率として市町に提示されます。

そして、最後の で、県から示された標準保険料率を参考に本町の保険税率を決定す

る、といった流れになっております。

次に、下の(1)から(3)でございますが、こちらの黄色く塗りつぶした部分がこのたび県から示された金額で、それぞれ医療分、支援金分、介護分を合計した金額となります。

(1) 保険料収納必要額をごらんください。総額は、5億1,970万2,978円となり、先ほどの算定フローの に当たります。

次に、(2) 国保事業費納付金でございますが、総額は6億2,431万1,012円で、算定フローの に当たります。なお、算定に用いた被保険者の数及び世帯数は、右の参考の数値のとおりで、これは平成31年度の推計値となっております。

そして、(3)の標準保険料率は、医療分、支援金分、介護分に対し、それぞれ所得割、均等割、平等割の値が示され、賦課総額は5億4,533万3,660円となっております。この賦課総額に、収納率95.3%を乗じたものが、 の保険料収納必要額となります。

2枚目をお願いいたします。

「保険税率の改正について」でございますが、平成31年度の事業費納付金に係る収納必要額を満たすために、県から示されました標準保険料率をもとに平成31年度の保険税率を改正するものでございます。なお、改正に当たっては、本町の実情に合わせ、収納率を95.5%として算定をしております。

税率改正案の具体的な設定値をこちらの表にしております。

医療分では、所得割を現在の6.4%から6.7%に、均等割を3万200円から3万100円に、平等割を2万2,500円から2万2,200円に、支援金分では、所得割を現在の1.76%から1.99%に、均等割を8,700円から9,000円に、平等割を6,700円から6,600円に改正するものでございます。なお、介護分につきましては収納必要額を現在満たしているため、今回は改正を行わないこととしております。

次に、「4のモデルケース」として、3つの主なケースを掲載しております。

まず、モデルケース でございますが、夫43歳で年収400万円、妻40歳で年収100万円、子供2人の4人世帯、介護分がともにある、いわゆる現役世代のモデルでございます。算定の基礎となる総所得金額を301万円で算定いたしますと、下の表のとおり、現在の保険税44万6,700円から、改正案が45万9,500円となり、年1万2,800円の増額となります。

ページ右側のモデルケースでございますが、夫73歳で年金220万円、妻71歳で年金120万円の2人世帯、介護分がともにない、前期高齢者世帯のモデルでございます。算定の基礎となる総所得金額が100万円となる場合、この世帯は医療分と支援金分の均等割及び平等割に5割軽減がかかる世帯となりまして、現在の保険税が10万8,100円、改正案が11万1,600円となりまして、年3,500円の増額となります。

次に、モデルケースでございますが、夫65歳で年金220万円、妻64歳で年収が100万円の2人世帯で、妻だけに介護分がある世帯のモデルでございます。算定の基礎となる総所得金額が135万円となる場合、2割軽減がかかり、現在の保険税15万5,600円から、改正案が15万9,300円となりまして、年3,700円の増額となります。

なお参考といたしまして、それぞれの表の一番右側に県が示す標準保険料率をもとに平成35年度の保険税の予測値を示しております。

次に、3枚目をお願いいたします。

「5 税率の変化について」でございます。平成29年度から平成35年度までの推移を記載しております。広島県から示されました平成35年度の数値をもとに、税率の変化を右の図に示しております。これによりますと、本町においては、目標値である準統一の保険料率に向けて、平成32年度以降も段階的に税率を引き上げる必要がある状況となっております。

次に、「6 国保財政調整基金」の状況でございます。平成26年度からの基金の推移を記載しておりますが、平成30年度末で1億2,574万8,749円の残高となる見込みでございます。この基金につきましては、万一、収納必要額を満たさなかった場合の補填、それから状況によりましては今後の保険税率の上昇を抑える目的に使うなど、計画的に運用していきたいと考えております。

最後に、「7 今後の予定」でございますが、3月議会におきまして保険税の改正議案を上程し、御審議いただきたいと考えております。その後、議会の議決をいただきました後に、4月には町広報とホームページにおいて、改正内容をお知らせする予定といたしております。

なお、国民健康保険税の税率改正案につきましては、平成31年1月24日付で、「熊野町の国民健康保険の運営に関する協議会」に諮問し、本協議会からは「改正案を

適当と認める」旨の答申を受けておりますことを御報告させていただきます。

以上で、国民健康保険税の税率改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いします。

~~~~~

議長（山吹） それでは、執行部からの説明が終わりましたので、質疑並びに意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山吹） それでは、このあたりでまとめとさせていただきたいと思います。

ただいまの説明を了とし、3月定例会において関係議案が提出されますので、改めて審議することとしまとめとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議がないようですので、本案件については、ただいまのようにまとめとさせていただきたいと思います。

以上で執行部からの報告及び協議を終わります。ありがとうございました。

（執行部退室）

議長（山吹） 続いて、その他ですが、何かありますか。

山野議員。

~~~~~

12番（山野） 今回みたいに天皇即位の分で10日間の休みがあって、それで事業が結構前倒しになったりするので、今回選挙があるときに、3月の初めでなるべく早くやっておいていただかないと、選挙活動に非常に期間が短くなってるんですね、県会もありますので。だから、今さら言ってもあれかもしれないんですけど、議案の分で執行部から言われたのかもわかりませんが、そこをしっかり押して、議長としてなるべく早い時期に。

3月の12日をね、議会の開会をやっていただければよかったのになと思っております。

~~~~~

議長（山吹） この件につきましては、そういう案もありましたけども、予算のほうがちよっと間に合いにくかったんで、そのようにさせていただきたいと、なったと思うんです。一応、そのようなお話も出ましたし、私自身も考えましたし、執行部との話をし

た結果、そうになりましたので、御了解をいただきたいと思います。

~~~~~

12番(山野) 執行部は選挙しないからね、ふだんどおりだと思ったんだと思うんです。そこを言っていただきたいと思います。

~~~~~

議長(山吹) ほかに何かありますか。

(「なし」の声あり)

議長(山吹) それでは、以上をもちまして全員協議会を終了したいと思います。

(閉会 11時28分)

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

熊野町議会副議長